平成２６年（フ）第９８５号
京都市西京区嵐山内田町32番地　ブエナビスタ嵐山402
債務者　井上　昌子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　旭彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
大分市大字羽屋226番地の１　グリーンビル羽屋201
債務者　平山　正夫
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６１号
福井市文京２丁目20番21号
債務者　山田由紀子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９９２号
大阪市中央区島之内１丁目12番26号　スワンズ心斎橋イースト904号室、住民票上の住所大阪府高槻市東城山町18番８号
債務者　石橋一夫こと　石橋　和勇
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粟野　浩之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９９９号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地１―106号、前住所京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地21―103号
債務者　土堤内清昭
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　岳宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８０号
新潟県上越市昭和町２丁目７番37号
債務者　佐藤　昭男
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原野　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５６号
福岡県田川市大字伊田2739番地　三井伊田三井伊田団地15―３―４、前住所福岡県田川郡糸田町2966番地17
債務者　福島　美沙（旧姓西牟田）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井田　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２３号
和歌山県新宮市新宮7697番地
債務者　水杉　久美
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第２８８号
北海道亀田郡七飯町本町８丁目15番10―106号　86棟106号
債務者　上野まゆみ（旧姓関）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３１６３号
大阪市平野区瓜破西１丁目７番３―601号
債務者　藤村　貴司
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８５９号
大阪府枚方市野村中町36番６号
債務者　中本　博幸
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９４８号
大阪府枚方市交北３丁目１―10―502、住民票上の住所大阪府枚方市片鉾本町12番11号
債務者　中島　一正
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９５６号
大阪府東大阪市西堤西３番19―101号、住民票上の住所大阪府東大阪市西堤西３番19―201号
債務者　石川　耕司
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０１４号
大阪市住吉区我孫子東１丁目７番２―406号、前住所大阪府松原市北新町３丁目７番14号
債務者　森下　丈正
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０２３号
大阪市大正区千島２丁目４番３―311号
債務者　伊集院　勲
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０６８号
大阪市福島区吉野４丁目21番14号　山幸ビル204号
債務者　本田　真吾
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部